

## 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部改正に伴い、同施行規則について所要の改正を行った。

### 2 改正内容

第二条（見出しを含む。）中「第二条第二号」を「第二条第二号ロ」に改める。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

（参考）千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部改正内容

令和4年9月22日付けの森林法施行令一部改正により、令和5年4月1日以降、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については0.5ヘクタールを超えるものが新たに森林法第10条の2第1項の規定による許可を要することとされたことに伴い、条例では、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、その土地の面積が0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール以下のものを小規模林地開発行為とすることとした。